

第1 次世代育成支援対策の推進

急速な少子化の進行等を踏まえ、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される環境の整備を図る「次世代育成支援」に重点的に取り組む。

このため、子育て家庭支援対策の充実を図るとともに、多様な保育サービスの推進、子育て生活に配慮した働き方の改革、児童虐待防止対策、母子保健対策、母子家庭等の自立への支援、不妊治療の経済的支援及び新たな小児慢性特定疾患対策の確立など各種施策を総合的に推進する。

また、平成15年度税制改正に関連した「少子化対策の施策」については、本年11月19日の与党における合意を踏まえ、児童手当の支給対象年齢の見直し、地域における子育て支援体制の強化、児童虐待防止対策の充実、不妊治療の経済的支援、新たな小児慢性特定疾患対策の確立などの施策の推進を図る。

1 子育て家庭支援対策の充実

3,275億円(2,141億円)

注：括弧内は15年度予算額

(1) 地域における子育て支援体制の強化

111億円

次世代育成支援対策推進法の制定及び改正児童福祉法における子育て支援事業の法定化等を踏まえ、地域における子育て支援事業の推進を図るための基盤整備を行う。

○ つどいの広場事業の充実

16億円

子育て中の親子が気軽に集い相談・交流できる「つどいの広場」について身近な場での設置を推進する。

85か所 → 500か所

○ 育児支援家庭訪問事業の創設(新規)

20億円

出産後間もない時期や、様々な原因で養育が困難になっている家庭に対して、育児・家事の援助や、具体的な育児に関する技術指導を行うことにより、個々の抱える養育上の諸問題の解決、軽減を図る。(957市町村で実施)

○ 乳幼児健康支援一時預かり事業の充実

18億円

保育所に通所中の児童等が、病気回復期のため集団保育が困難となる間の、当該児童の保育所・病院等における一時預かり等の事業を行う。

425市町村 → 500市町村

- **子育て支援基盤整備事業の推進** 19億円
 地域における各種の子育て支援サービスの一元的な情報収集・提供、利用者への助言等を行う「子育て支援総合コーディネーター」の配置を進めるなど、子育て支援事業の基盤整備を推進する。
 250市町村 → 500市町村

- **子育て支援総合推進モデル事業の創設（新規）** 4億円
 市町村行動計画において子育て支援を先駆的・総合的に推進しようとする市町村をモデル自治体として指定し、全国的な子育て支援施策の取組の強化に資する。
 また、地域の医療、法律等の専門機関からの協力を得て、児童相談所が相談機能の強化を図る等、地域の養育力を高める先駆的取組を推進する。
 都道府県 10か所 ・ 市町村 50か所

- (2) **地域子育て支援センターの整備** 51億円
 子育てサークルの支援や育児相談を行う地域子育て支援センターの整備を推進する。
 2,700か所 → 3,000か所

- (3) **放課後児童クラブの拡充** 87億円
 放課後児童の受入れ体制の整備を推進する。
 11,600か所 → 12,400か所

- (4) **ファミリー・サポート・センターの設置促進** 20億円
 地域の子育て支援機能を強化するため、子育て中の労働者や主婦等を会員として、地域における育児の相互援助活動を行うファミリー・サポート・センターの設置を促進する。
 355か所 → 385か所（本部）

- (5) **シルバー人材センターによる子育て支援事業の拡充** 6.7億円
 高齢者の就労機会・社会参加の場を提供するシルバー人材センターにおいて、乳幼児の世話や保育施設との送迎などの育児支援、就学児童に対する放課後・土日における学習・生活指導等の支援を行う実施活動拠点を拡充する。
 141拠点 → 235拠点

- (6) **児童手当国庫負担金** 2,932億円
 平成16年4月1日より、児童手当の支給対象年齢を就学前から小学校第3学年終了までに引き上げる。

2 多様な保育サービスの推進 3,456億円（4,855億円）
--

- (1) **保育所の待機児童ゼロ作戦の推進** 437億円
 - **保育所の受入れ児童数の増大** 393億円
 待機児童ゼロ作戦を推進するため、保育所受入れ児童数を約5万人増やすとともに、施設整備を推進する。

- 特定保育事業の拡充 26億円
週2、3日程度又は午前か午後のみ必要に応じて柔軟に利用できる特定保育事業の対象年齢を、3歳未満から就学前までに拡大する。
11,100人 → 28,800人

(2) 多様な保育サービスの提供 3,019億円

- 延長保育の推進 318億円
11,500か所 → 13,100か所
- 休日保育の推進 3.8億円
500か所 → 750か所
- 一時保育の推進 26億円
4,500か所 → 5,000か所

※ 公立保育所の運営費（1,661億円）については、三位一体の改革（国庫補助負担金見直し）の平成16年度における対応として一般財源化を図ることとされたが、その際に、官房長官、総務大臣、財務大臣、厚生労働大臣、自民党政調会長及び公明党政調会長の6者間で「公立保育所については、地方自治体が自らその責任に基づいて設置していることにかんがみ一般財源化を図るものであり、民間保育所に関する国の負担については、今後とも引き続き国が責任を持って行うものとする」と合意された（平成15年12月10日）。

3 子育て生活に配慮した働き方の改革 15億円（15億円）

- 育児休業制度等の見直し 22百万円
「次世代育成支援対策に関する当面の取組方針」を踏まえ、より利用しやすい仕組みとするという観点から、育児休業制度等について、関係審議会における検討の結果を受けた見直しを行う。
- 育児休業取得等の目標達成に向けた集中的な取組 9.9億円
男女別育児休業取得率、勤務時間の短縮等の措置の普及率及び子どもの看護休暇制度普及率について設定した目標値の達成に向けた各種助成措置や普及啓発等により、平成16年度末までの集中的な取組を実施する。
- 育児等離職者の再就職支援の充実 4億円
育児等の理由で離職した再就職希望者のニーズに対応した支援を行うため、キャリアコンサルタントの活用や職場体験講習の実施により、きめ細かな計画的支援を行う「チャレンジサポートプログラム（仮称）」を実施する。
- 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定に対する支援（新規） 23百万円
一般事業主行動計画の策定を支援するため、具体的な取組の実施に当たって参考となる好事例集及びモデル行動計画の作成、講習会の実施、事業主に対する相談等を行う。

4 児童虐待への対応など要保護児童対策等の充実

181億円(62億円)

(1) 児童虐待防止対策など児童の保護・支援の充実 166億円

○ 施設の小規模化の推進 23億円

被虐待児等を家庭的な環境の中で養育するため、地域小規模児童養護施設を拡充する。

また、児童養護施設において、小規模なグループによるケアを行う体制を整備し、これに対応した職員を配置することにより、全児童養護施設において少なくとも1単位の小規模ケアを実施する。

○ ケア担当職員の質的・量的充実 50億円

児童養護施設等の入所児童の早期家庭復帰等を図るため、施設入所前から退所、更には退所後アフターケアに至る総合的な家族調整を担う家庭支援専門相談員(ファミリーソーシャルワーカー)を配置するとともに、被虐待児個別対応職員の配置の拡充等を図る。

○ 里親支援の拡充 4.5億円

里親からの援助の求めに応じて派遣する「里親養育援助事業」を創設するとともに、里親自身の養育技術の向上等を図る「里親養育相互援助事業」を実施する。

○ 総合的な自立支援の拡充 2.3億円

自立援助ホームのか所数の拡充を図るとともに、生活福祉資金制度を活用して、就職・就学を促進する。

(2) 配偶者からの暴力(ドメスティック・バイオレンス)への対策の推進

15億円

○ 婦人相談所(一時保護所)への主に同伴乳幼児の対応を行う指導員の配置(新規) 29百万円

乳幼児を伴って婦人相談所に一時保護された被害者が心理療法等を受けられるようにするとともに、被保護者が同伴した乳幼児の対応を行うための指導員を配置する。

5 子どもの健康の確保と母子医療体制等の充実

281億円(229億円)

(1) 子どもの健康・医療の確保 54億円

○ 小児救急医療体制の整備 17億円

小児救急医療拠点病院等の整備を引き続き推進するとともに、新たに地域の小児科医による夜間の保護者等向けの全国どこでも同一の短縮番号でかけられる電話相談体制を整備する。また、地域の内科医等を対象とした小児救急に関する医師研修の実施などにより、小児救急医療体制の充実を図る。

○ 小児科・産婦人科若手医師の育成 1億円

小児科・産婦人科医の意識や勤務の現状を踏まえ、若手医師の確保や資質の向上のための研究を行う。

(2) 周産期医療体制の充実 73億円

周産期医療体制（母胎が危険な妊産婦や低出生体重児に適切な医療を提供する医療体制）の整備を推進するとともに、不妊専門相談センターの充実を図るなど、出産を望む女性に対する医療面の支援を拡充する。

周産期医療ネットワーク 37都道府県 → 47都道府県
不妊専門相談センター 42か所 → 47か所

(3) 不妊治療の経済的支援（新規） 25億円

不妊治療の経済的負担の軽減を図るため、医療保険が適用されず、高額な医療費がかかる配偶者間の不妊治療に要する費用の一部を助成する。

(4) 新たな小児慢性特定疾患対策の確立 128億円

小児慢性特定疾患治療研究事業を見直し、小児慢性特定疾患を持つ患者に対する安定的な制度として、法整備を含めた制度の改善・重点化を行うとともに、小児慢性特定疾患児に対する日常生活用具の給付を行うなどの福祉サービスを実施する。

6 母子家庭等自立支援対策の推進

3,118億円(2,694億円)

○ 母子家庭等の子育てと生活の支援の推進 26億円

子育てや生活支援策として、日常生活支援事業等の着実な推進を図る。

○ 母子家庭等の自立のための就業支援 23億円

母子家庭等就業・自立支援センター事業の定着・推進を図るとともに、新たにブロック別にセミナーを実施する。

「母子家庭の母の就業の支援に関する特別措置法」の施行を踏まえ、就業支援について一層の推進を図る。

- 母子寡婦福祉貸付金の充実 50億円
就学支度資金の貸付限度額の引上げにより、母子寡婦福祉貸付金を充実する。

- 児童扶養手当 3,019億円
平成15年の消費者物価の下落分（マイナス0.2%～0.4%の見込み）
の児童扶養手当額の改定を行う。

（平成16年4月実施）

- ・ 児童扶養手当額への影響（△0.2%の場合）

児童1人 全部支給（月額） 42,000円 → 41,920円

一部支給（月額） 41,990円 ～ 9,910円

→ 41,910円 ～ 9,890円

- ・ 平成16年1月下旬に平成15年の年平均の消費者物価指数が確定するのを待って、次期通常国会に年金額等の物価スライドの特例措置を講ずるための法案を提出することとする。

第2 活力ある高齢社会の実現と安定した年金制度の構築

少子化等社会経済情勢の変化に柔軟に対応できる、長期的に安定した年金制度の構築を図る。

また、雇用と年金との接続を強化し、少なくとも年金支給開始年齢までは働き続けることができるよう、65歳までの雇用の確保や中高年齢者の再就職支援を強化するとともに、高年齢者の多様な就労を促進する。

さらに、介護保険制度の安定的な運営を確保するとともに、介護サービスの質の向上や提供体制の整備、痴呆性高齢者対策の推進、介護サービスの適正化の推進等を図る。

1 長期的に安定した信頼される年金制度の構築

5兆8,246億円(5兆6,284億円)

(1) 年金給付費国庫負担金

5兆8,246億円

○ 基礎年金の国庫負担割合の引上げ

基礎年金の国庫負担割合については、平成16年度は、現行の3分の1の国庫負担に年金課税の見直しにより生ずる初年度の増収分(厚生年金・国民年金で264億円)を加えた額を負担することとする。

平成15年12月17日年金改革に関する政府・与党協議会においては、基礎年金の国庫負担に関し

- ・平成19年度を目途に、政府の経済財政運営の方針との整合性を確保しつつ、社会保障全般の改革の動向等を勘案し、所要の安定財源を確保する税制の抜本改革を行った上で、平成21年度までに基礎年金の国庫負担割合を2分の1に引き上げる。
- ・引き上げは、当面、平成16年度税制改正における年金課税の見直しによる増収分(交付税控除後の国分)を財源とし、平成16年度から着手する。
- ・平成17年度及び18年度において、国庫負担の割合を適切な水準にまで引き上げるものとする。(いわゆる恒久的減税(定率減税)の縮減、廃止とあわせ、三位一体改革の中で、国、地方を通じた個人所得課税の抜本の見直しを行い、安定した財源を確保)

ことが了承されている。

○ 平成16年度の年金額

平成15年の消費者物価指数は対前年比マイナス0.2%~0.4%程度となる見込みである。(法律どおりの取扱いならば、平成16年度の年金額等については、12年度から14年度に据え置いた1.7%と合わせて、マイナス1.9%~2.1%の改定となる。)

しかしながら、平成15年度の物価スライドと同様、現役世代の賃金が低下している中で、保険料を負担する現役世代との均衡の観点から、高齢者等の生活に配慮しつつ、特例として、平成15年の消費者物価の下落分(マイナス0.2%~0.4%の見込み)のみの年金額の改定を行うこととする。

・年金額への影響(△0.2%の場合)

	(平成15年度)		(平成16年度)
※厚生年金(月額)	235,992円	→	235,517円
〔サラリーマン世帯の標準的な年金額〕			

※国民年金(月額)	66,417円	→	66,283円
〔老齢基礎年金〕			

・平成16年1月下旬に平成15年の年平均の消費者物価指数が確定するのを待って、次期通常国会に年金額等の物価スライドの特例措置を講ずるための法案を提出することとする。

(2) 厚生年金保険料率の引上げ

平成16年年金改革の一環として、厚生年金保険料率を平成16年10月から引き上げる。

現行 13.58%	→	平成16年10月から 13.934% (0.354%の引上げ)
〔本人分 6.79%〕		〔本人分 6.967% (0.177%の引上げ)〕

(3) 年金通算協定の推進

39百万円

国際的な人的交流が活発化し、また、企業間の国際競争が激しさを増す中で、年金制度への二重加入の防止及び年金受給権の確保を図る年金通算協定について、締結に向けた取組を着実に推進する。

2 高年齢者等の雇用・就業対策の強化

876億円(931億円)

(1) 65歳までの雇用機会の確保 ～雇用と年金との接続～

510億円

少なくとも65歳までは意欲と能力のある限り働き続けることができる環境を整備するため、定年の引上げ、継続雇用制度の導入、短時間正社員制度の整備等を行う事業主に対し、相談・援助等の支援を行う。

(2) 中高年齢者の再就職支援の強化

112億円

○ 年齢にかかわらず働ける社会の実現に向けた基盤づくり事業の創設(新規)

3億円

年齢にかかわらず働ける社会の実現に向け、高年齢者等の募集・採用から職場定着するための体制づくりに係る好事例の収集・分析等を活用した個別企業に対する相談・援助等の支援や幅広い普及啓発を行う。

(3) 高年齢者の多様な就労の促進

254億円

○ シルバー人材センター事業の拡充

141億円

高齢者が生きがいを持って地域社会で生活するため、定年退職後等において、軽易な就労を希望する高齢者に対し、高齢者の意欲や能力に応じた就労機会、社会参加の場を総合的に提供するシルバー人材センター事業を拡充する。

3 介護保険制度の着実な実施と関連施策の推進

2兆535億円(1兆8,929億円)

(1) 介護保険制度の安定的運営の確保

1兆8,714億円

○ 介護給付に対する国の負担等

1兆7,921億円

(2) 介護サービスの質の向上

17億円

○ 介護サービスの第三者評価モデル事業の実施(新規)

利用者による良質なサービスの選択を支援するとともに、介護サービスの質の向上を促すため、第三者による介護サービスの質の評価等をモデル的に実施する。(「介護予防・地域支え合い事業」に計上)

○ ケアマネジメントの質の向上

12億円

介護支援専門員(ケアマネジャー)に対する現任研修等を着実に実施するとともに、ケアマネジャーに対する指導・助言等の援助を行うケアマネジメントリーダーの養成や、ケアマネジャーに対する個別相談やケアプランの作成支援等を行う「ケアマネジメントリーダー活動等支援事業」を推進する。

(3) 介護サービスの提供体制の整備 1,739億円

○ 特別養護老人ホーム等の整備 939億円

特別養護老人ホーム等の整備を計画的に行うとともに、サテライト方式によるデイサービスの推進を図るため、民家改修経費について支援を行う。

○ ユニットケアの研修の実施 1億円

ユニットケアの特徴を活かしたサービス提供を確保するため、ユニットケアを導入する特別養護老人ホームの管理者等に対して研修を実施する。

ユニットリーダー実地研修施設 10か所 → 15か所

(4) 痴呆性高齢者対策の推進 6.4億円

痴呆性高齢者が住み慣れた地域で安心して生活することができるよう、地域の見守り・支援体制の構築を進めるとともに、グループホームの開設予定者に対する研修の実施、外部評価機関の立上げ支援等を実施する。

(5) 適正化の推進等 60億円

介護保険の円滑かつ安定的な運営を確保するため、介護サービスの適正化を推進するとともに、事業の広域化を図る市町村等に対し、システムの構築経費等への支援を行う。

第3 雇用再生に向けた労働市場政策の推進

依然として厳しい雇用失業情勢及び構造改革が加速される中での雇用への影響に対応し、早期再就職を強力に促進するとともに、官民による労働力需給調整機能の強化を進める。

あわせて、民間を活用した長期失業者対策の強化、地域の自主性を活かした雇用創出の促進、産業別、職業別の労働移動支援等、失業者の特性に応じたきめ細かな雇用対策を推進し、雇用再生の実現を図る。

1 早期再就職促進のための支援策の強化

592億円（538億円）

- 非自発的求職者一人一人を対象にした「就職実現プラン（仮称）」の策定及びこれによる個別総合的な就職支援の実施（新規） 13億円
会社都合による離職者や自営廃業者であって家計の担い手である35歳以上の求職者に対し、再就職に向けた求職活動計画（就職実現プラン（仮称））を個人毎に作成し、これに基づき個別総合的な相談援助を実施する。
- 早期就職の緊要度が高い求職者に対する就職支援の強化 44億円
早期就職の緊要度が高い求職者に対し、求人開拓から就職に至る一貫した就職支援を個人ごとによりきめ細かく実施する専任の支援員（就職支援ナビゲーター）を増員し、効果的な就職支援を行う。
- 未充足求人へのフォローアップの徹底等求人者サービスの充実を通じた就職促進 5.9億円
公共職業安定所に申し込まれた求人が未充足となっている事業主に対し、求職者情報の提供、事業所見学会等の求人充足に向けたフォローアップを徹底し、求職者の就職促進を図る。
- 雇用関係情報の積極的提供 7.8億円
官民連携した雇用情報システムである「しごと情報ネット」について、求職者情報の提供、職業能力開発情報に係るホームページとの接続等の機能の拡充を行う。
- サービス分野等における雇用機会創出の推進 2.5億円
 - ・学識者、産業界有識者等からなる「雇用創出企画会議」を開催するとともに、新たに地域に密着した事業（コミュニティ・ビジネス）に関して、関係者交流会の実施、関連支援サービスの一体的な情報提供を行う相談窓口の試行的開設を行う。
 - ・「サービス分野等に係る人材育成プロジェクト」により、今後求められる人材ニーズ等を把握分析して情報提供を行うとともに、官民連携してサービス分野への就職等を目指した能力開発に関するガイダンス講習を実施する。

2 失業者の特性に応じたきめ細かな就職支援の実施

693億円(605億円)

(1) 長期失業者対策の充実・強化(緊急雇用創出特別基金の活用)

○ 成果に対する評価に基づく民間委託による長期失業者の就職支援

(新規)

公共職業安定所での求職活動により就職に至らなかった1年以上の長期失業者等について、就職支援から就職後の定着指導までを民間事業者に包括的に委託し、安定した就職の実現を図る事業を大都市圏において緊急雇用創出特別基金を活用して実施する。

事業の委託に当たっては、成果に対する評価に基づく報酬の誘因を付与する。

実施地区数 10地区 基金規模 71億円

(2) 地域主導による雇用対策の推進

96億円

○ 地域の自主性を活かした雇用創出の促進

46億円

地域が行う経済の活性化と地域雇用の創造に関する自主的な取組に対して、雇用対策の面から支援するため、地域雇用開発促進法に基づく雇用機会増大促進地域の市町村及び地元経済界による雇用創出のための事業に対する支援を行うほか、求職活動援助地域におけるミスマッチ解消事業(地域求職活動援助事業)について、都道府県の企画・立案による実施方式に改めるなど、地域主導による雇用対策を推進する。

○ 公共職業安定所と地方公共団体との共同・連携による効果的な職業紹介、情報提供の推進

11億円

地方公共団体の行う無料職業紹介事業について、要請に応じて公共職業安定所の求人情報を提供するとともに、地方公共団体との共同により国の職業紹介と地方公共団体の生活相談等を一体的に提供するサービスを実施する。

○ 地域の労使による就職支援事業の推進

24億円

地域の民間の労使団体が雇用の改善のために相協力して行う求人・求職ニーズ調査や求人の働きかけ、求職ガイダンス、求人・求職情報の作成・提供、就職面接機会の設定、その他の再就職の促進に資する事業を支援する。

(3) 産業別・職業別の労働移動、人材確保対策の推進

555億円

○ 建設労働者の円滑な労働移動に対する総合的支援(「建設雇用再生トータルプラン(仮称)」)

23億円

過剰供給構造の是正に向け企業の連携・再編が進められている建設業において、業界内外での円滑な労働移動の支援や新規・成長分野への進出の促進、労働移動等に関する相談窓口の設置等の施策を総合的に実施する。

○ **農林業等への多様な就業の支援（「農林業をやってみよう」プログラムの推進）** 63百万円

農林業等就職相談コーナー等により、農林業等への多様な就業希望に応えるべく、農林水産省との連携のもとに求人情報の提供、職業相談・紹介、農林業等関連各種情報の提供等を行う。

(4) 失業者向け生活関連情報の公共職業安定所による一元提供体制の整備 5.7億円

大都市部の公共職業安定所において、失業に直面した際に生ずる社会保険・税制、住宅・教育・育児、心の悩み等の生活関連情報について各分野の専門家による相談・助言を一元的に行う生活関連情報相談コーナーを設置、運営するとともに、ハローワークインターネットサービスを活用し、全国の失業者に同様の情報提供を行う。